

## 公布された条例のあらまし

### 佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（条例第 60 号）

- 1 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、県、生産者及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにし、並びに食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全にかつ安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的とすることとした。（第 1 条関係）
- 2 食の安全・安心の確保についての基本理念を定めることとした。（第 3 条関係）
- 3 県、生産者及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を定めることとした。（第 4 条～第 6 条関係）
- 4 県、生産者、食品関連事業者及び県民は、食の安全・安心の確保に関する取組を推進するに当たり、当該取組と環境とのかかわりを認識し、農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮することとした。（第 7 条関係）
- 5 食の安全・安心の確保に関する基本的施策等を定めることとした。
  - (1) 基本計画（第 8 条関係）
  - (2) 年次報告（第 9 条関係）
  - (3) 施策の提案（第 10 条関係）
  - (4) 監視及び検査体制の整備（第 11 条関係）
  - (5) 危機管理体制の整備（第 12 条関係）
  - (6) 食品等の適正な表示の推進（第 13 条関係）
  - (7) 調査研究の推進（第 14 条関係）
  - (8) 自主的な活動への支援（第 15 条関係）
  - (9) 情報の収集及び提供（第 16 条関係）
  - (10) 情報の共有及び相互理解の推進（第 17 条関係）
  - (11) 人材の育成（第 18 条関係）
  - (12) 生産者及び食品関連事業者の取組等（第 19 条関係）
  - (13) 原産地に関する情報提供の充実（第 20 条関係）
  - (14) 国、地方公共団体、関係団体等との連携（第 21 条関係）
  - (15) 食育及び地産地消の推進を通じた取組（第 22 条関係）
- 6 特定事業者は、食の安全・安心の確保を図るため、その製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を知事に報告しなければならないこととした。（第 23 条関係）
  - (1) 食品衛生法の規定に違反する食品等である場合

- (2) (1)に掲げるもののほか、人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるものに該当する場合
- 7 人の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれのある食品等に関する情報を入手した者は、知事に対し、適切に対応するよう申し出ることができることとした。(第24条関係)
- 8 知事は、6及び7を実施するため必要があると認める場合における立入検査等について定めるとともに、6に違反したとき等の勧告について定めることとした。(第25条及び第26条関係)
- 9 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。(第27条関係)
- 10 この条例は、平成26年4月1日から施行することとした。ただし、5の(13)、6及び8については、平成27年4月1日から施行することとした。